

よくあるご質問（職業相談・職業評価等）

① 受付に関して

Q1：どのような人が利用できますか？障害者手帳がないと利用できませんか？

→障害者手帳の有無は問いません。身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の障害や疾病が背景にあり、就職、職場適応、復職などのご相談や支援を希望する方が対象となります。

Q2：職業紹介はしてもらえますか？

→職業紹介はしていませんが、ハローワークと連携して、就職に必要な様々な支援を行っています。職業紹介を希望される方は、ハローワークをご利用ください。

Q3：直接、利用の申し込みをしてもかまいませんか？（ハローワークを通さなくてはいけなように聞きましたが…）

→ハローワークでの職業相談、職業紹介などを希望されている方は、ハローワーク担当者を通じてセンターに利用の申し込みをしていただくことをお勧めしています。

ハローワークの専門相談（障害者窓口）の利用を迷っている方は、直接お申し込みいただいても受付できます。相談等は予約制ですので、まずはお電話などでご連絡ください。

② 職業相談、職業評価に関して

Q1：「職業評価」で何がわかりますか？就職できるかできないか、わかるのですか？

→「職業評価」は就労の可否判定や適職判定ではありません。聞き取りや各種検査・作業を通じて、ご本人の得意・不得意、職業上の特性を整理します。その上で、ご本人がより働きやすくなると思われる環境や、就労に向けての努力課題等を探っていくものです。

Q2：「職業評価」ではどんなことをするのですか？

→まずはご本人のニーズや障害状況を確認し、聞き取りや相談で就職の希望等を把握します。作業検査や職業適性検査、性格検査等がありますが、実施する検査内容は、ご本人のニーズや障害状況等によって異なります。

職歴や職場等で困った時のエピソード、通院治療等についてもお聞きすることがあります。職業評価は、3～4時間で実施することが多いですが、ご本人の状況により複数回来所いただく場合があります。

Q3：「職業リハビリテーション計画」とは何ですか？

→職業評価の結果をもとに、就職（職場復帰）あるいは継続就労に向けた具体的な取組みや、支援の方向性等をまとめたものを「職業リハビリテーション計画」といいます。

職業評価実施後、2～3週間後に職業評価の結果をお伝えする機会を設け、ご本人・ご家族や支援機関のスタッフ、ハローワーク担当者を交えて職業リハビリテーション計画の策定をします。